

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年10月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：6 国名：ドミニカ共和国 担当：地球環境部
案件名：全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト

1 契約予定期間：2014年1月中旬～2017年1月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における廃棄物管理に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月6日から2013年11月8日17:00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月6日から2013年11月11日23:59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月29日12:00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月上旬
- (5) 契約交渉 : 12月上旬～12月中旬

5 業務の目的

ドミニカ共和国は、順調な経済発展を遂げており2010年のGDPは約USD5,200/人となっている。このため、排出される廃棄物の量も劇的に増加し、サント・ドミンゴ特別区では2010年には約2,100トン/日と2004年に比して2倍近く増加している。また、全国的に廃棄物増加の問題は深刻化しており、オープンダンピングによる不適切な最終処分が公衆衛生上の問題を引き起こし、健康・環境両面の影響を与えている。

こうした状況下、当該分野の所管官庁である環境天然資源省は「廃棄物に係る一般法」の制定を検討し、国が主導する形で全国的に適切な廃棄物管理政策が行われることを進めている。こうした動きの中で、環境天然資源省を中心として廃棄物管理に関わる省庁、公的機関、NGOが意見交換をするネットワーク「CCN-GIRESOL」の体制が発足している。また、廃棄物処理は処分場の建設等、自治体領域を超えた広域的な取り組みが必要なこともあり、各地方自治体が連合化し、共同で廃棄物管理を目指した動きも進められている。しかし、現状では法の施行に向けた関連法令(省令や規則)の検討は未だ開始されておらず、環境天然資源省が全国の地方自治体に対して指導・支援を展開するためには、制度面、人材面、技術面で不十分な状況であり、組織の制度・能力強化が必要である。

以上の背景の下、ドミニカ共和国は我が国に対して技術支援の要請を行った。これを受けてJICAは、2013年6月に詳細計画策定調査を実施し、環境天然資源省側と技術協力プロジェクトのデザインについて合意した。

本事業は、ドミニカ共和国において、全国の総合的廃棄物管理の制度構築支援と、各地方自治体の総合的廃棄物管理計画策定を環境天然資源省が指導・支援を行うことにより、総合的廃棄物管理の中央政府と地方自治体の管理体制の構築を図り、もってドミニカ共和国全国の廃棄物管理状況の改善に寄与するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ドミニカ共和国、パイロットプロジェクトサイト(モデル自治体・地方自治体連合をプロジェクト実施中に選定)

(2) 実施機関

ドミニカ共和国環境天然資源省

(3) プロジェクト目標

ドミニカ共和国の総合的廃棄物管理(ISWM)の中央政府と地方自治体の管理体制が環境天然資源省を通じて、構築される。

(4) 業務内容

コンサルタントは、実施機関が以下に示す成果1から5を達成するために必要な活動を行うことにより、実施機関の対処能力向上を支援する。

成果1. 環境天然資源省が、県支所、地方自治体、協力機関の役割を明確にする。

1-1. 廃棄物管理行政に係る、地方自治制度、地方財政制度の詳細と実態を把握する。

1-2. 廃棄物に係る一般法案の内容を精査し、施行のためのメカニズムを検討する。

1-3. 全国規模のISWM体制に向けたフレームワークを作成する。

成果2. 環境天然資源省が、「自治体ISWM計画策定ガイドライン・マニュアル」の案を作成する。

- 2-1. 協力機関との連携の下、環境天然資源省(本省)による県支所および地方自治体指導のためのトレーニング計画を作成する。
- 2-2. 2-1で作成したトレーニング計画を活用して、県支所職員に対して研修指導者研修(Training of Trainers(ToT))を実施する。
- 2-3. 環境天然資源省が、地方自治体支援ツールとして「自治体ISWM計画策定支援の指針・ガイドライン・マニュアル案」を作成する。

成果3. 環境天然資源省が協力機関と連携の下、モデル自治体・地方自治体連合体においてパイロットプロジェクトを行いながら、地方自治体・地方自治体連合体のISWM計画作成を支援する。

- 3-1. モデル自治体と地方自治体連合体を選定する。
- 3-2. モデル自治体・地方自治体連合体のキャパシティアセスメント、ベースライン調査。
- 3-3. 研修を受けた環境天然資源省/県支所職員を実際の講師として、地方自治体向けの廃棄物管理研修を実施する。
- 3-4. モデル自治体・地方自治体連合体におけるISWM計画の案を作成する。
- 3-5. ISWM計画案を試行的に実施し、実施結果を評価し、教訓と提言を抽出する。
- 3-6. モデル自治体・地方自治体連合体のISWM計画を最終化する。

成果4. 環境天然資源省が協力機関と連携の下、周辺国と経験の共有と意見交換をつうじて、地方自治体(単独もしくは地方自治体連合体)のISWM計画を改善する。

- 4-1. 活動2-2、3-3で行われる研修に、周辺国の中央政府関係者/地方自治体関係者を、オブザーバー参加として招聘する。
- 4-2. 活動2-3で作成する地方自治体支援ツール案を、周辺国に共有する。
- 4-3. 活動3-4で作成するISWM計画案を、周辺国に共有する。
- 4-4. 周辺国をモデル自治体に招聘し、国際ワークショップを開催し、環境天然資源省の制度強化、地方自治体支援活動の進捗・成果について意見交換を行う。
- 4-5. 周辺国との意見交換を参考にして、必要に応じてモデル自治体のISWM計画を改善する。

成果5. 環境天然資源省が協力機関と連携の下、施行令・施行規則(案)、自治体ISWM計画策定ガイドライン・マニュアルを最終化する。

- 5-1. 施行令・施行規則案の作成を支援する。
- 5-2. 全国総合廃棄物管理法の改正案の作成を支援する。
- 5-3. 「自治体ISWM計画策定ガイドライン・マニュアル」を最終化する。

7 成果品等

- (1) ワークプラン(第1年次)(2014年3月下旬)
- (2) 事業進捗報告書1 (2015年2月中旬)
- (3) ワークプラン(第2年次)(2015年4月中旬)
- (4) 事業進捗報告書2 (2016年2月中旬)
- (5) ワークプラン(第3年次)(2016年4月中旬)
- (6) プロジェクト業務完了報告書(2017年1月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括(廃棄物行政/政策・組織制度、キャパシティ・ディベロップメント)(評価対象予定者)
- (2) 研修企画(評価対象予定者)
- (3) 住民参加型合意形成
- (4) 法律アドバイザー/行政法務
- (5) GIS/データベース管理
- (6) 廃棄物管理財政
- (7) 都市廃棄物管理

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 2013年6月に詳細計画策定調査実施済み
- ・ 2013年8月にR/D署名取付済み

注: 本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。